

平成31年
第1回 蕨戸田衛生センター組合議会会議録

目 次

月 日 曜日	議 事	頁
	○会期日程	
	○招集告示	1
	○応招、不応招集	2
2月18日(月)	○議事日程	3
	○出席、欠席議員	4
	○職務のため出席した者	4
	○説明のため出席した者	4
	○開会と開議の宣告	5
	○仮議席の指定	5
	○議長選挙	5
	○議席の指定	6
	○議会運営委員会委員の選任について	6
	○議会運営委員会副委員長の互選結果の報告	6
	○議会運営委員会委員長報告	6
	○会議録署名議員の指名	7
	○会期の決定	7
	○常任委員会委員の選任について	7
	○各常任委員会正副委員長互選結果の報告	8
	○管理者報告	8
	○管理者提出議案の一括上程	11
	◇議案第1号 蕨戸田衛生センター組合監査委員の選任 の同意について	
	◇議案第2号 蕨戸田衛生センター組合議会議員の議員 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部 を改正する条例	

◇議案第3号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	
◇議案第4号	平成30年度蕨戸田衛生センター組合会計補正予算(第1号)	
◇議案第5号	平成31年度蕨戸田衛生センター組合会計予算	
○議案第1号の説明、質疑、委員会付託、討論、採決		1 1
○議案第2号から議案第5号の説明		1 2
○議案第2号から議案第5号に対する質疑		2 1
○議案第2号から議案第5号の委員会付託		2 1
○散会の宣告		2 1
2月19日(火)	○休 会	
2月20日(水)	○休 会	
2月21日(木)	○休 会	
2月22日(金)	○議事日程	2 3
	○出席、欠席議員	2 4
	○職務のため出席した者	2 4
	○説明のため出席した者	2 4
	○開議の宣告	2 6
	○議事日程の報告	2 6
	○一般質問	2 6
	○付託事件に対する委員長報告	2 6
	◇総務常任委員会委員長 竹内正明 議員	
	◇業務常任委員会委員長 今井良助 議員	
	○委員長報告に対する質疑	3 0
	○討論、採決	3 1
	○閉会中の継続審査事項の委員会付託	3 1
	○閉会の宣告	3 2

平成31年第1回蕨戸田衛生センター組合議会定例会

会 期 日 程

自 平成31年2月18日

5日間

至 平成31年2月22日

日程	月 日	曜日	開議時刻	会 議 名	議 事 内 容
1	2月18日	月	午後1時30分	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ○開 会 ○開 議 ○仮議席の指定 ○議長選挙 ○議席の指定 ○議会運営委員会委員の選任について ○継続審査に対する委員長報告 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○常任委員会委員の選任について ○管理者報告 ○管理者提出議案の一括上程 ○説明、質疑、委員会付託、討論、採決 ○管理者提出議案の説明 ○管理者提出議案に対する質疑 ○管理者提出議案の委員会付託
				本会議散会后	委 員 会
2	2月19日	火		休 会	午前10時一般質問通告受付締切
3	2月20日	水		休 会	
4	2月21日	木		休 会	

5	2月22日	金	午後1時30分	本会議	○開議 ○一般質問 ○付託事件に対する委員長報告 ○委員長報告に対する質疑 ○討論、採決 ○閉会中の継続審査事項の委員会付託 ○閉会
---	-------	---	---------	-----	--

蕨戸田組告示第1号

平成31年2月8日

平成31年2月18日、平成31年第1回蕨戸田衛生センター組合議会（定例会）を蕨戸田衛生センター組合議場に招集する。

蕨戸田衛生センター組合

管理者 頼 高 英 雄

応招、不応招議員

◇応招議員 20名

1番	みやした奈美	議員	2番	大石圭子	議員
3番	前川やすえ	議員	4番	小林利規	議員
5番	高橋悦朗	議員	6番	大石幸一	議員
7番	山・紀子	議員	8番	一関和一	議員
9番	池上智康	議員	10番	今井良助	議員
11番	竹内正明	議員	12番	斎藤直子	議員
13番	土屋英美子	議員	14番	花井伸子	議員
15番	酒井郁郎	議員	16番	三輪なお子	議員
17番	榎本守明	議員	18番	熊木照明	議員
19番	伊東秀浩	議員	20番	高橋秀樹	議員

◇不応招議員 なし

平成 3 1 年 第 1 回

蕨戸田衛生センター組合議会（定例会）

2 月 1 8 日（月）

平成31年第1回蕨戸田衛生センター組合議会定例会 第1日

平成31年2月18日（月）

議事日程

1. 開 会
2. 開 議
3. 仮議席の指定
4. 議長選挙
5. 議席の指定
6. 議会運営委員会委員の選任について
7. 継続審査に対する委員長報告
 - (1) 議会運営委員会委員長
8. 会議録署名議員の指名
9. 会期の決定
10. 常任委員会委員の選任について
11. 管理者報告
12. 管理者提出議案の一括上程
 - (1) 議案第1号 蕨戸田衛生センター組合監査委員の選任の同意について
 - (2) 議案第2号 蕨戸田衛生センター組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
 - (3) 議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 - (4) 議案第4号 平成30年度蕨戸田衛生センター組合会計補正予算（第1号）
 - (5) 議案第5号 平成31年度蕨戸田衛生センター組合会計予算
13. 管理者提出議案第1号の説明、質疑、委員会付託、討論、採決
14. 管理者提出議案第2号から議案第5号の説明
15. 管理者提出議案第2号から議案第5号に対する質疑
16. 管理者提出議案第2号から議案第5号の委員会付託
17. 散 会

平成31年2月18日(月)

◇出席議員 (20名)

1番	みやした奈美	議員	2番	大石圭子	議員
3番	前川やすえ	議員	4番	小林利規	議員
5番	高橋悦朗	議員	6番	大石幸一	議員
7番	山・紀子	議員	8番	一関和一	議員
9番	池上智康	議員	10番	今井良助	議員
11番	竹内正明	議員	12番	斎藤直子	議員
13番	土屋英美子	議員	14番	花井伸子	議員
15番	酒井郁郎	議員	16番	三輪なお子	議員
17番	榎本守明	議員	18番	熊木照明	議員
19番	伊東秀浩	議員	20番	高橋秀樹	議員

◇欠席議員 (なし)

◇職務のため出席した者

石塚千明	書記	飯田知和	書記代理
------	----	------	------

◇説明のため出席した者

頼高英雄	管理者	伊藤浩一	嘱託
菅原文仁	副管理者	奥田好是	嘱託
須崎充代	会計管理者	田谷信行	嘱託
増山富美男	事務局長	榎戸晃	嘱託
角田慎一	次長	相馬一富	嘱託
木村和正	総務課長	小柴正樹	嘱託
斎川弘之	業務課長	今井教雄	嘱託
河野淳夫	施設課長	栗原誠	嘱託
		清水明	嘱託
		重松浩之	嘱託

平成31年第1回蕨戸田衛生センター組合議会定例会会議録第1号

平成31年2月18日（月曜日）

午後 1時31分開会

◎開会と開議の宣告

○大石幸一副議長 ただいまより、平成31年第1回蕨戸田衛生センター組合議会定例会を開会いたします。

戸田市議会選出議員の改選に伴い、現在、議長が欠員となっておりますので、副議長の私が代行いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

◎仮議席の指定

○大石幸一副議長 これより、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま着席の議席を指定いたします。

◎議長選挙

○大石幸一副議長 次に、蕨戸田衛生センター組合議会議長選挙を議題といたします。

現在、議長が改選に伴い欠員となっております。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大石幸一副議長 ご異議なしと認め、選挙の方法については指名推選といたします。

お諮りいたします。

副議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大石幸一副議長 ご異議なしと認め、副議長において指名いたします。

蕨戸田衛生センター組合議会議長に酒井郁郎議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました酒井郁郎議員を蕨戸田衛生センター組合議会議長選挙の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大石幸一副議長 ご異議なしと認め、酒井郁郎議員が蕨戸田衛生センター組合議会議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました酒井郁郎議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、本席より告知いたします。

新たに議長になられました酒井郁郎議員にご挨拶をお願いいたします。

〔15番 酒井郁郎議員 登壇〕

○15番 酒井郁郎議員 皆様におかれましては、ただいま蕨戸田衛生センター組合議会議長にご承認をいただき、まことにありがとうございます。

円滑なる議会運営と活発な議論の醸成に努めてまいりたいと思いますので、どうか皆様のご協力をお願い申し上げます。

簡単ではありますが、挨拶とさせていただきます。

○大石幸一副議長 以上で、新議長のご挨拶を終わります。

◎休憩の宣告

○大石幸一副議長 ここで、暫時休憩いたします。

午後 1時35分休憩

午後 1時36分再開

◎再開の宣告

○酒井郁郎議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議席の指定

○酒井郁郎議長 これより議席の指定を行います。

戸田市議会選出議員の改選に伴い、新たに組合議員となられました議員の議席につきましては、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

- 11番 竹内正明 議員
- 12番 斎藤直子 議員
- 13番 土屋英美子 議員
- 14番 花井伸子 議員
- 15番 酒井郁郎
- 16番 三輪なお子 議員
- 17番 榎本守明 議員
- 18番 熊木照明 議員
- 19番 伊東秀浩 議員
- 20番 高橋秀樹 議員

以上のとおり議席を指定いたします。

◎議会運営委員会委員の選任について

○酒井郁郎議長 次に、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

戸田市議会選出議員の改選に伴い、議会運営委員会委員3名が欠員となっております。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、

- 11番 竹内正明 議員
- 12番 斎藤直子 議員
- 17番 榎本守明 議員

以上のとおり指名いたしたいと思っております。

が、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○酒井郁郎議長 ご異議なしと認め、ただいま指名いたしました以上の議員を選任いたします。

◎休憩の宣告

○酒井郁郎議長 ここで、暫時休憩いたします。

午後 1時38分休憩

午後 1時43分再開

◎再開の宣告

○酒井郁郎議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議会運営委員会副委員長の互選結果の報告

○酒井郁郎議長 ここで、議会運営委員会の副委員長互選の結果についてご報告申し上げます。

議会運営委員会副委員長に、

11番 竹内正明 議員

が互選されましたので、ご報告申し上げます。

◎議会運営委員会委員長報告

○酒井郁郎議長 次に、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 10番 今井良助議員。

〔10番 今井良助議員 登壇〕

○10番 今井良助議員 こんにちは。

平成31年第1回蕨戸田衛生センター組合定例会に係る議会運営委員会を、ただいま開催いたしました。その決定事項についてご報告申し上げます。

お手元に会期日程案及び議事日程をお配りしておりますので、ご参照願います。

最初に、会期日程であります。蕨市、戸田市の日程並びに提出議案等を勘案し、本日2月18日から2月22日までの5日間といたします。

一般質問の発言通告は、2月19日午前10時までといたします。質疑の発言通告は提案説明後、本会議再開時までといたします。

次に、議事日程であります。審議の結果、お配りいたしましたとおりですが、議案第1号につきましては人事案件でありますので、委員会付託を省略し、先議する。

以上のとおり決定いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告とさせていただきます。

◎会議録署名議員の指名

○酒井郁郎議長 次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、

10番 今井良助 議員

20番 高橋秀樹 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○酒井郁郎議長 次に、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日2月18日から2月22日までの5日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○酒井郁郎議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から2月22日までの5日間と決定いたしました。

◎常任委員会委員の選任について

○酒井郁郎議長 次に、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

戸田市議会選出議員の改選に伴い、常任委員会委員が欠員となっております。

お諮りいたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、

総務常任委員会委員に、

11番 竹内正明 議員

13番 土屋英美子 議員

15番 酒井郁郎

17番 榎本守明 議員

19番 伊東秀浩 議員

業務常任委員会委員に、

12番 斎藤直子 議員

14番 花井伸子 議員

16番 三輪なお子 議員

18番 熊木照明 議員

20番 高橋秀樹 議員

以上のとおり指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○酒井郁郎議長 ご異議なしと認め、ただいま指名いたしました以上の議員を選任いたします。

◎休憩の宣告

○酒井郁郎議長 ここで、暫時休憩いたします。

午後 1時48分休憩

午後 1時57分再開

◎再開の宣告

○酒井郁郎議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎各常任委員会正副委員長互選結果の報告

○酒井郁郎議長 ここで、総務、業務両常任委員会の正副委員長の互選の結果について、ご報告申し上げます。

総務常任委員会委員長に、

11番 竹内正明 議員

業務常任委員会副委員長に、

16番 三輪なお子 議員

以上のとおり、ご報告申し上げます。

◎管理者報告

○酒井郁郎議長 次に、管理者の報告を求めます。

頼高管理者。

〔頼高英雄管理者 登壇〕

○頼高英雄管理者 皆さん、こんにちは。

本日ここに、平成31年第1回戸田衛生センター組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては公私とも大変お忙しい中ご参集をいただき、厚く御礼を申し上げます。

また、先般の戸田市議会において役職改選が行われましたが、その中で新たに本組合議員に選出されました議員の皆様には、改めて今後のご指導とご協力を心からお願い申し上げます。

さて、今定例会でご審議いただく案件は、人事案1件、条例案2件、予算案2件の計5件であります。慎重なるご審議をいただき、ご議決をくださいますようお願い申し上げます。

それでは、前定例会後の主なる事項と新年度における業務等につきましてご報告を

申し上げます、ご理解をいただきたく存じます。

まず、循環型社会形成推進地域計画の一部変更について申し上げます。

この計画は、施設の延命化対策として行う基幹的設備改良工事の費用について、国からの交付金を活用するために平成28年度に策定したものであります。

計画の中で、ごみ焼却施設の一部として、平成31年度に工事を行う予定である粗大ごみ処理施設については、これまで交付金の対象外でありましたが、今年度から交付対象になったことから、単独事業として分離するとともに、平成31年10月に消費税等の引き上げが予定されていることから、事業金額についても見直しを行い、埼玉県に提出いたしました。

地域計画変更後の工事費全体の金額は、48億8,444万円となり、変更前より1億2,207万9,000円の増額となりましたが、国からの交付金が1億7,159万2,000円の増額となったことにより、起債分が1,190万円、一般財源分が3,761万3,000円の減額となっております。

なお、工事のスケジュールではありますが、ごみ焼却施設は平成31年度からの4カ年継続事業とし、1年目は電気計装設備などの共通設備工事、2年目は3炉ある焼却炉のうち2炉の工事、3年目は残った1炉の工事、4年目は、その他の共通設備の工事を施工する予定としております。

また、粗大ごみ処理施設は平成31年度の単年度事業、し尿処理施設は平成31年度からの2カ年継続事業とし、各設備の更新工事を行う予定としております。

次に、今年度策定をしておりました、これらの施設の延命化対策を行う基幹的設備改良工事の基本設計及び発注仕様書につい

て申し上げます。

これは、施設長寿命化総合計画を基に基本設計を行い、見積仕様書を作成し、これに基づきプラントメーカーに見積設計書の提出を依頼し、その内容の精査及び事前に行った生活環境影響調査の結果を踏まえ、設備ごとの技術評価を行い、工事の発注仕様書を作成したものであります。

発注仕様書では、施設での安全かつ安定した処理を実施しつつ、施設の延命化を図るとともに、国からの交付金の交付要件となっている地球温暖化防止対策に貢献するため、省エネや二酸化炭素排出量の削減を図ることを目的とし、各設備工事の仕様を定めております。平成31年度より、この発注仕様書により延命化対策を目的とした基幹的設備改良工事を施工してまいります。

次に、発電設備の故障について申し上げます。

昨年の12月15日に停電が発生し、施設が全停止いたしました。直ちに電気設備を点検したところ、異常が認められなかったため、ごみ焼却施設の運転を開始し、引き続き発電設備の運転に入ったとき、異常が発生いたしました。発電設備の確認をしたところ、電力を規定の電圧まで下げる変圧器が焼損しておりました。

このため、その後の点検で発電設備以外には異常が認められないことが確認できたことから、発電設備を運転せず、必要な電力を全て購入し、ごみ焼却施設等の運転を行うことといたしました。

発電設備を運転している場合、通常、月に基本料金など330万円ほどの電気料金が必要となりますが、発電設備が運転できない場合には月に2,200万円ほどの電気料金となります。

この変圧器は特殊なものであり、通常で

は部品調達に長期間かかるとのことでありました。

そこで、できるだけ早く復旧するため、メーカーに協力を依頼するとともに、変圧器の焼損による発電機周辺機器への影響などの調査を迅速に行い、復旧作業を進めてきたところ、当初の予定より早い2月1日に発電設備の運転を開始することができました。その後、現在まで順調に運転することができております。

なお、今回の故障の原因につきましては、引き続き調査を行っているところであります。

次に、粗大ごみ処理施設の事故について申し上げます。

組合では、粗大ごみ及び不燃ごみを細かく破碎し、鉄類は回収し、その他のものは焼却処理をしておりますが、本年1月24日、午後1時ごろ、その処理を行っている施設において爆発がありました。原因は、本来、不燃ごみには混入されない大量のスプレー缶の破碎処理を行ったことにより、爆発が起きたものと考えられます。

被害状況は、まず人的被害は委託従業員1名が顔に軽いやけどを負いました。また、施設の被害は大型の自動扉と鉄製扉などの破損、その他の被害として粗大ごみ収集車両1台のフロントガラスに傷が入りました。

事故後、設備本体の破碎機の点検を行ったところ、運転に問題ないことが確認できましたので、施設の運転に必要な安全対策を行い、2日後より処理を行っております。

今後、このような事故を起こさないため、蔵市及び戸田市と連携をとり、防止対策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ISO14001の定期審査について申し上げます。

これは、組合の業務が環境にどのような

影響を与えているかをみずから評価し、積極的に環境保全、改善を推進するための取り組みとして認証取得しております、環境マネジメントシステムの外部機関による審査となります。

審査は、専門機関の一般財団法人日本品質保証機構により、去る1月30日からの3日間で行いました。審査の結果は、特に指摘事項はなく、ISO14001への取り組みは環境に十分配慮し、適正に管理されているとのことであります。

次に、回収されました主な資源売り払いの本年度4回目となります、1月から3月分の入札結果について申し上げます。

各品目の1キログラム当たりの単価は、スチール缶30円41銭3厘、アルミ缶147円63銭6厘、ペットボトル44円92銭8厘、破碎鉄21円81銭6厘、焼却鉄5円99銭4厘となりました。これは、今年度3回目の価格と比較いたしますと、アルミ缶、ペットボトルはほぼ同額でありましたが、スチール缶や破碎鉄などの鉄類は18.5%から41.6%の値下がりとなっております。

次に、各処分委託の状況について申し上げます。

まず、ごみ焼却に伴い発生する焼却灰の処理についてであります。ばいじんはセメントで固化を行い、埋立処分とし、焼却炉の下から排出される不燃物については土木資材として資源化を行っております。搬出に当たりましては、関係自治体と締結しております公害防止協定の内容を遵守するとともに、搬出側の責務も十分自覚し、安全性に留意して行っております。

新年度は、平成30年度に引き続き、埋立処分については群馬県草津町及び山形県米沢市の処分場に搬出、また資源化につい

ては埼玉県寄居町の彩の国資源循環工場と栃木県日光市の事業者へ搬出するとともに、新たにこれまで埋立処分をしておりました固化灰の一部を人工の砂にリサイクルし、土木資材として使用する資源化を開始する予定としております。

なお、新年度におけるごみ焼却施設の稼働日数は346日と計画し、焼却処理量は5万5,289トンと予定しております。

次に、廃乾電池、廃家電などの処理困難物の処分委託について申し上げます。

まず、廃乾電池につきましては、電気炉で鉄くずなどと熔融処理をされ、鉄分やマンガンは工事に使用する資材として製品となり、その他のものについても資源としてリサイクルされております。今年度は2回搬出を行っており、23トン640キログラムを処理いたしました。

次に、廃家電処分委託について申し上げます。

この処分委託は、不法投棄された家電製品を家電リサイクル法に準拠した処分方法で処理を行うものであります。現在までに2回搬出を行っており、テレビ、冷蔵庫など351台を処理いたしました。

次に、廃消火器処分委託について申し上げます。

この処分委託は、両市より収集されました消火器を法律の基準に基づき処理するものであります。2回搬出を行っており、1,385本を処理いたしました。

次に、廃スプリングマットレス処分委託について申し上げます。

1月末までで1,426枚を処理いたしました。

なお、焼却灰及び処理困難物の処分については処分先に出向き、関連する法律の規定に基づき適正に処理されていることを確

認しております。

次に、再生家具の展示販売について申し上げます。

この再生家具は、粗大ごみとして回収された家具類をリサイクルプラザ内にあります工房にて、シルバー人材センターの会員が修理、手入れをしたものを、まず入札形式での販売を行い、売れ残ったものについては先着での販売を行うものであります。

本年度、3回目となります展示販売を先週の2月11日から16日までの1週間を入札の受付期間とし、実施いたしました。今回の展示品の総数は250点となっております。

また、入札での売れ残ったものの先着での販売を来月11日から15日まで行う予定としております。

なお、31年度においても3回の展示販売を予定しております。

最後に、蛍の飼育状況について申し上げます。

昨年の蛍観賞会は蛍の幼虫が少なく、卵の採取を優先させるため中止といたしましたが、現在約4,000匹の幼虫が順調に育っております。予定では、5月にさなぎとなり、1カ月後には羽化を迎えると思われまますので、このまま順調に飼育することができましたら、6月に第4回目の観賞会を開催したいと考えております。

以上、管理者報告といたします。

◎管理者提出議案の一括上程

○酒井郁郎議長 これより、管理者提出議案の上程に入ります。

今議会に提出された議案は5件であります。

件名を書記が朗読いたします。

〔書記朗読〕

議案第1号 蕨戸田衛生センター組合監査委員の選任の同意について

議案第2号 蕨戸田衛生センター組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第4号 平成30年度蕨戸田衛生センター組合会計補正予算(第1号)

議案第5号 平成31年度蕨戸田衛生センター組合会計予算

○酒井郁郎議長 以上、朗読のとおりであります。

◎議案第1号の説明、質疑、委員会付託、討論、採決

○酒井郁郎議長 これより、議案第1号「蕨戸田衛生センター組合監査委員の選任の同意について」を議題とし、先議いたします。

本案は、伊東秀浩議員の一身上に関する事件でありますので、地方自治法第117条の規定により、伊東秀浩議員の退席を求めます。

〔19番 伊東秀浩議員 退席〕

○酒井郁郎議長 提出者の説明を求めます。頼高管理者。

〔頼高英雄管理者 登壇〕

○頼高英雄管理者 ただいま上程になりました議案について、提案理由をご説明申し上げます。

議案第1号は、組合議会議員のうちから選出する監査委員の選任の同意についてであります。

今回、戸田市議会選出議員の改選に伴いまして、議会選出の監査委員が欠員となっ

ておりますので、戸田市議会から推薦をいただきました伊東秀浩議員を監査委員として選任するため、ご同意を求めるものであります。

よろしくお願い申し上げます。

○酒井郁郎議長 お諮りいたします。

本案は、質疑を終結し、委員会付託を省略し、直ちに討論、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○酒井郁郎議長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

討論を終結し、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○酒井郁郎議長 ご異議なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

本案は同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○酒井郁郎議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

伊東秀浩議員の出席を求めます。

〔19番 伊東秀浩議員 出席〕

○酒井郁郎議長 この際、同意を得ました伊東秀浩議員にご挨拶をお願いいたします。

〔19番 伊東秀浩議員 登壇〕

○19番 伊東秀浩議員 皆様、こんにちは。戸田の伊東秀浩でございます。

ただいまは、蕨戸田衛生センター組合監査委員の選任にご同意をいただきまして、まことにありがとうございます。

川島代表監査委員とともに、しっかりと職責を全うしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎議案第2号から議案第5号の説明

○酒井郁郎議長 次に、議案第2号「蕨戸田衛生センター組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」から、議案第5号「平成31年度蕨戸田衛生センター組合会計予算」までを一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

頼高管理者。

〔頼高英雄管理者 登壇〕

○頼高英雄管理者 ただいまは監査委員の選任にご同意をいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、引き続きまして議案第2号から議案第5号までの提案理由を申し上げます。

まず、議案第2号「蕨戸田衛生センター組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

この条例は、組合議員の期末手当の年間支給月数を4.3月から4.4月へと0.1月分引き上げる改正を行うものであります。

改正の内容は、まず第1条関係は、6月と12月支給分をそれぞれ0.05月分引き上げ、6月分を100分の212.5に、12月分を100分の227.5とし、附則において適用を平成30年4月1日からとしております。

第2条関係は、平成31年度以降の期末手当の支給割合を6月と12月支給分を均等に分け、100分の220とし、年間での支給月数を4.4月分とするものであります。

次に、議案第3号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

この条例は、平成30年の人事院勧告を受けての国家公務員の給与改定に準じ、蕨市及び戸田市において職員の給与条例が改正されましたので、当組合においてもこれに準拠し、所要の改正を行うものであります。

なお、給与条例の改正は、給料は蕨市に、手当は戸田市に準拠することとしておりますので、改正の内容はこれに基づいたものとなっております。

それでは、改正の内容についてご説明いたします。

まず、第1条関係では、平成30年12月分の勤勉手当の支給割合の引き上げと給料月額を改めるものであります。

勤勉手当は0.05月分引き上げ、一般職員は100分の95とし、再任用職員についても0.05月分引き上げ、100分の47.5とするものであります。これにより、期末手当と勤勉手当を合わせた年間の支給月数は、一般職員は4.4月から4.45月となり、再任用職員は2.3月から2.35月となります。また、給料月額については若年層の職員に重点を置き、実質平均0.19%、金額では400円から1,500円引き上げるものであります。

次に、第2条関係の改正は、平成31年度以降の期末手当と勤勉手当を合わせた支給割合を6月と12月とも均等に支給するための規定であり、6月、12月支給分ともに期末手当を一般職員は100分の130に、再任用職員は100分の72.5に、また勤勉手当を一般職員は100分の92.5に、再任用職員は100分の45に、それぞれ改めるものであります。

なお、附則において第1条関係の改正規定は公布の日からの施行とし、適用を平成30年4月1日としております。

第2条関係の改正は、平成31年4月1日からの施行としております。

次に、議案第4号「平成30年度蕨戸田衛生センター組合会計補正予算（第1号）」について申し上げます。

今回の補正予算では、歳入歳出それぞれに5,986万8,000円を追加し、補正後の予算額を19億6,825万6,000円とするものであります。

まず、歳入については、第1款分担金及び負担金は840万2,000円の減額であります。これは、第2款使用料及び手数料、第5款繰越金及び第6款諸収入が増額となったことにより相殺され、減額となったものであります。

一方、歳出につきましては、予算執行に伴います過不足の調整をするものであります。

次に、議案第5号「平成31年度蕨戸田衛生センター組合会計予算」について申し上げます。

平成31年度の予算編成に当たりましては、蕨、戸田両市の厳しい財政状況を認識いたしまして、組合において予算編成方針を作成し、前年度に引き続き今年度も極力歳出を節減するよう、経常的経費など予算全体の見直しに努め、計上しております。

平成31年度予算を前年度予算と比較いたしますと、まず歳入であります。第1款分担金及び負担金の組合分担金については3,350万3,000円の増額となります。

なお、施設整備基金分担金については4,000万円としております。

次の第2款使用料及び手数料については、事業系ごみを搬入実績により162.7トンの増と見込み、金額で306万5,000円の増額であります。

第3款国庫支出金は、基幹的設備改良工事に対する国からの交付金で、対象額の2分の1の金額を予算計上しております。

第4款財産収入は、施設整備基金の運用収入であります。

第6款諸収入は819万2,000円の増額であります。これは、第1目回収資源売払金において、アルミ缶やスチール缶などの価格が回復すると見込んでいることによります。

一方、歳出であります。まず第1款議会費は10万2,000円の増額。

第2款総務費は2,404万4,000円の増額。

第3款衛生費につきましては、施設の延命化のため基幹的設備改良工事を行うことから、長寿命化対策費が増額となり、衛生費全体で10億8,841万4,000円の増額であります。

第4款公債費は1件の償還が完了したことにより、3,711万7,000円の減額。

第5款諸支出金につきましては、施設整備基金の積み立てとして運用の利息分と両市からの組合分担金の4,000万円を計上しております。

歳入歳出予算の総額は29億2,370万6,000円となり、前年度と比較いたしますと10億1,531万8,000円、率にして53.2%の増額となります。

以上、議案第4号と議案第5号につきましては概要をご説明申し上げましたが、事務局より詳細説明をいたしますので、よろしくお聞き取りをお願い申し上げまして、提案説明を終わらせていただきます。

○酒井郁郎議長 続いて、詳細説明を求めます。

増山事務局長。

〔増山富美男事務局長 登壇〕

○増山富美男事務局長 皆様、こんにちは。

私からは、まず議案第4号「平成30年度蕨戸田衛生センター組合会計補正予算（第1号）」について詳細説明を申し上げます。

お手元の補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれに5,986万8,000円を追加し、総額を19億6,825万6,000円とするものであります。

詳細につきましては、事項別明細書により説明を申し上げますので、6ページ、7ページをお開きください。

初めに、歳入の第1款分担金及び負担金、1項分担金、1目組合分担金は、両市からの組合分担金で840万2,000円を減額し、基金分を含め総額は14億1,129万6,000円とするものであります。

蕨市は、486万6,000円の減額で、分担金の額は6億1,053万7,000円、分担率は43.3%、戸田市は353万6,000円の減額で、分担金の額は8億75万9,000円、分担率は56.7%であります。

次に、第2款使用料及び手数料は、事業系ごみ及び浄化槽汚泥の処分手数料で、236万円を増額しております。これは、事業系ごみを実績と見込みにより数量で118.2トンの増としたことによるものであります。

次に、第3款国庫支出金は678万1,000円の減額であります。これは、施設の延命化対策工事を実施するにあたり、周辺への生活環境影響調査、基本設計及び発注仕様書策定業務の委託費用について、国からの交付金が実際の契約金額に対する

ものになることから減額しております。

次に、第4款財産収入103万3,000円の増額は、施設整備基金の運用分であります。これは、大口の定期貯金で運用したことにより、当初予定の利息より増額となりました。

次に、第5款繰越金は6,009万1,000円を増額し、総額で6,609万1,000円としております。

次に、第6款諸収入、1項雑入、1目回収資源売払金は1,445万2,000円の増額であります。これは、アルミ缶、スチール缶など金属類と雑紙の売り払い単価が当初見込みより高値となったことによるものであります。

次に、2目電力売払収入は321万4,000円の減額となっております。これは、現時点では復旧しておりますが、発電設備の故障により昨年12月15日から発電ができない状況となっていたことによります。故障の原因は、電力を規定の電圧に変換する変圧器が焼損したもので、この変圧器が特殊なものであり、復旧までに相当期間がかかることが予想されたことから、減額といたしました。

次に、3目弁償金15万1,000円の増額は、原子力発電所事故損害賠償金であり、福島原子力発電所の事故の影響による焼却灰や煙突からの排ガスの放射線量測定の委託費用に対する賠償金であります。

次に、4目雑入は17万8,000円の増額であります。これは、説明欄の再商品合理化拠出金配分金の増額と組合ホームページの有料広告掲載料の収入によるものであります。

以上で、歳入の説明を終わります。

引き続きまして、歳出について詳細説明を申し上げますので、8ページ、9ページ

をお開きください。

まず、第1款議会費9万5,000円の増額は、2節職員手当等において期末手当の年間支給月数を4.3月から4.4月に0.1月分引き上げることによるものであります。

次に、第2款総務費、1項1目一般管理費は、全体で921万7,000円の減額であります。

2節給料の主な減額理由は、職員の病気休職により給与を支給しなかったことによります。

3節職員手当等及び4節共済費の減額は、実績と見込みによるものであります。

15節工事請負費の減額は、契約差金によるものであります。

10ページをお開きください。

次に、第3款衛生費は、全体で6,795万7,000円の増額としております。

1目清掃総務費は6,229万7,000円の増額であり、11節需用費の増額は光熱水費の電気料金について、歳入でもご説明したとおり、発電設備の故障が相当期間予想されたことから、その間の施設で使用する電力を全て購入することとしたことによるものであります。

14節使用料及び賃借料の減額は、下水道使用料の実績と見込みによるものであります。

2目塵芥処理費は2,321万9,000円の増額であり、11節需用費については発電設備の故障に対応するため、修繕料を増額したことによります。

13節委託料の増額は、ごみを焼却した際に焼却炉の下から排出される不燃物を資源化しておりますが、当初見込みより増加しているため、414トン分の処理費を増額するものであります。

4目リサイクル促進費300万円の増額は、11節需用費の修繕料の件数が多いことから増額するものであります。

6目長寿命化対策費2,055万9,000円の減額は、契約差金であります。

次に、第5款諸支出金103万3,000円の増額は、施設整備基金積立金の貯金等の利子の増額分であります。

以上で、「平成30年度蕨戸田衛生センター組合会計補正予算(第1号)」の詳細説明を終わります。

続きまして、別冊になりますが、議案第5号「平成31年度蕨戸田衛生センター組合会計予算」の詳細説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

まず、第1条の歳入歳出予算について説明いたします。

平成31年度の歳入歳出予算の総額を29億2,370万6,000円とするもので、前年度比10億1,531万8,000円、率にして53.2%の増額であります。

それでは、歳入より詳細説明を申し上げますので、7ページをお開きください。

まず、第1款分担金及び負担金、1項分担金、1目組合分担金は、組合規約及び施設整備基金条例の規定により積算された金額であり、14億5,320万1,000円であります。前年度比3,350万3,000円の増額となります。

蕨市が6億2,606万4,000円、分担率は43.1%、前年度比1,066万1,000円の増額となります。また、戸田市は8億2,713万7,000円、分担率は56.9%、前年度比2,284万2,000円の増額となります。

内訳は、組合運営経費の1節組合分担金は14億1,320万1,000円で、蕨市が6億606万4,000円、戸田市が

8億713万7,000円であります。

2節施設整備基金分担金は、両市2,000万円ずつの4,000万円としております。

次に、第2款使用料及び手数料3億4,309万円は、事業系ごみ及び浄化槽汚泥の処分手数料であり、事業系ごみを前年度比162.7トンの増と見込み、306万5,000円の増額としております。

次に、第3款国庫支出金4億1,327万円は、基幹的設備改良工事に対する国からの交付金で、対象額の2分の1が交付される予定であります。

二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金3億8,912万5,000円は、ごみ焼却施設分が2億9,287万5,000円、粗大ごみ処理施設分が9,625万円、また循環型社会形成推進交付金は、し尿処理施設分として2,414万5,000円が交付される予定であります。

次に、第4款財産収入は、施設整備基金の運用収入57万6,000円を計上しております。

8ページ、9ページをお開きください。

第5款繰越金は、前年度同額の600万円を計上しております。

次に、第6款諸収入、1項雑入は1億3,706万9,000円を計上しており、前年度比819万2,000円の増額となります。

1目回収資源売払金1億1,922万1,000円は、各資源物の売り払い単価が高値になると見込み、前年度比965万5,000円の増額としております。

2目電力売払収入900万1,000円は、ごみ焼却により発電した余剰電力の売り払い収入であります。

3目弁償金は、福島原子力発電所の事故による放射能の影響により負担した費用に

対する東京電力からの賠償金の受け入れ科目であります。

4目雑入883万7,000円は、説明欄のとおり駐車場等として貸している土地使用料ほか3件であります。

次に、第7款組合債5億7,050万円は、3施設の基幹的設備改良工事に対する起債となり、ごみ焼却施設が4億3,860万円、粗大ごみ処理施設が9,070万円、し尿処理施設が4,120万円となっております。

以上、歳入の説明となります。

引き続き、歳出についての詳細説明を申し上げますので、10ページ、11ページをお開きください。

まず、第1款議会費1,546万6,000円は、組合議員20名の報酬を始めとする議会運営に要する経費であり、前年度比10万2,000円の増額であります。これは、3節職員手当等の期末手当の支給割合を4.3月分から0.1月分引き上げ、4.4月分としたことなどによるものであります。

次に、第2款総務費は2億7,316万円となり、前年度比2,404万4,000円、率で9.7%の増額となります。

1目一般管理費は2億7,255万5,000円を計上しております。

1節報酬は、正副管理者の報酬で前年度と同額であります。

2節給料は、前年度比148万4,000円の減額。これは再任用職員1名の任期満了などによります。

3節職員手当等は、退職手当2名分を予算計上したことなどにより、前年度比4,746万1,000円の増額となっております。

4節共済費は、給料と期末勤勉手当から

算出したものとなっております。

次に、5節災害補償費から12ページの11節需用費までは、前年度とほぼ同額を計上しております。

12節役務費は、前年度比52万円の増額であります。これは、手数料においてISO14001の3年に1回の更新審査の費用を計上したことなどによります。

次に、13節委託料は14件で、総務課が所管する組合の管理運営上、必要な委託であり、前年度比84万3,000円の増額となっております。これは、新たに3件を予算計上したことによります。

1件目は、説明欄2段目のストレスチェック業務委託料です。これは、50名以下の職場では努力義務となっている職員のストレス度をチェックする業務を委託するものです。

2件目は、13ページの説明欄の下から2段目の職員採用試験委託料です。これは、定年退職者と再任用職員の任期満了による職員補充のため、採用試験問題の採点等を委託するものです。

3件目は、説明欄一番下段の文書管理システム保守委託料です。これは現在、組合で使用している文書管理システムは平成13年度に導入したのですが、メーカーのサポートが終了したことなどから、新たな文書管理システムを導入し、システムの保守を委託するものであります。

14節使用料及び賃借料は11件で169万1,000円であり、前年度比53万3,000円の増額となっております。これは、新たに2件を予算計上したことによります。

1件目は、説明欄下から2段目のセキュリティソフト使用料で、これまでは委託料のパソコン等保守委託料に含まれていたも

のを別に予算計上したものです。

2件目は、一番下段の文書管理システム借上料です。これは、新たなシステムを導入するための費用となります。

19節負担金、補助及び交付金は、各負担金や業務に必要な資格の講習費用などを計上しております。

14ページ、15ページをお開きください。

27節公課費は、自動車重量税と公害健康被害補償制度の補償給付費用となる汚染負荷量賦課金を計上しております。

2目公平委員会費と次のページの2項監査委員費は各委員会の経常経費として前年度と同額を計上しております。

以上で、総務費の説明を終わります。

次に、第3款衛生費について詳細説明を申し上げますので、16ページ、17ページをお開きください。

第3款衛生費は、全体では25億638万1,000円で、前年度比10億8,841万4,000円、率にして76.8%の増額であります。

1目清掃総務費は1億4,501万1,000円で、前年度比183万6,000円の減額であります。

11節需用費は、各施設共通の消耗品購入費及び施設全体の電気料金、工業用水などの経費で、光熱水費の電気料金などが減額となったことから、前年度比395万円の減額であります。

12節役務費は、簡易専用水道検査など4件の手数料。

13節委託料は、分析委託料など各施設共通の委託5件で、前年度とほぼ同額となっております。

説明欄の分析委託料は、環境管理に万全を期すため関係法令等の規定に基づき、放

射線測定を含めた排ガスや焼却灰などの各分析を委託するものであります。

その他の委託は、施設の清掃及び法令等に基づき保守点検を行うものであります。

14節使用料及び賃借料は、下水道使用料及び業務に使用する車両の借上料などで、前年度比157万4,000円の減額であります。これは、下水道使用量を実績に基づき減量としたことによるものであります。

15節工事請負費は2件となり、前年度比406万8,000円の増額であります。

まず、工場棟屋上補修工事は、ごみ処理施設の建物の防水工事を施工するものであり、また工業用水流量計更新工事は法定点検を受けるため、流量計の更新を行うものであります。

18節備品購入費は、各施設で使用する機械器具の購入費。

19節負担金、補助及び交付金は、主に山形県米沢市の最終処分場へ焼却灰を搬出するにあたり、地元自治体の米沢市に環境保全協力金として1トン当たり1,300円を負担するものであります。

次に、2目塵芥処理費は9億3,225万5,000円で、前年度比934万6,000円の減額となっております。

11節需用費は消耗品費ほか3件で、前年度比5,272万4,000円の増額であります。これは、これまでは施設を運転するための工業用薬品を原材料費として予算計上しておりましたが、平成31年度より需用費の薬品費として予算計上したことによります。

消耗品費は、主に焼却炉用部品などの購入費。燃料費は、定期補修後の焼却炉立ち上げ用の灯油と業務に使用する特殊車両の燃料の購入費です。また、修繕料は計画修繕2件と緊急修繕に対応する費用となって

おります。薬品費は、施設の運転と公害防止に必要な工業用薬品の購入費用であります。

次に、13節委託料は施設運転管理等業務委託料ほか11件で、前年度比1,622万6,000円の増額となっております。これは、消費税等の引き上げと焼却灰等資源化委託料において処理する数量が増加したことによるものであります。

それでは、主なものを申し上げます。

施設運転管理等業務委託料は、ごみ焼却施設の運転管理を委託するもので、粗大ごみ処理施設等運転管理業務委託料は粗大ごみ処理施設の運転などを委託するものであります。

焼却灰等埋立処分委託料及び焼却灰等資源化委託料は、焼却灰の最終処分のための経費であり、埋立分が3,800トン、資源化分が2,300トンの合計6,100トンであります。前年度比で、埋立分は400トンの減となり、金額で1,214万2,000円の減額。また、資源化分は前年度比700トンの増となり、金額で2,309万7,000円の増額としております。

なお、平成31年度から、これまで埋立処分をしていたばいじんをセメントで固めた固化灰を400トン、人工砂として資源化を行います。

次に、説明欄の廃乾電池運搬処分委託料から廃スプリングマットレス処分委託料までの5件は、それぞれの物の処分を委託するものです。

次の焼却炉室等清掃委託料は、施設内の清掃。地下タンク貯蔵所保守点検委託料は、消防法の規定に基づく灯油タンクの保守点検を実施するものです。

次の動物等火葬業務委託料は新規のもの

となり、基幹的設備改良工事の施工に伴い動物焼却炉を廃止するため、新たに動物等の火葬業務を委託するものです。

18ページ、19ページをお開きください。

15節工事請負費は前年度比3,094万9,000円の減額となり、説明欄のごみ焼却施設補修工事（前期）ほか11件であり、毎年計画的に実施している定期補修工事で各設備の機能維持のため、各機器の消耗品の交換及び調整、点検整備等の工事費であります。

なお、10月に消費税等の引き上げがあることから、年間を通して行う工事については前期と後期に分け施工することとしております。

次に、3目し尿処理費4,409万5,000円は、前年度比509万9,000円の減額としております。

11節需用費は、し尿処理施設の維持・管理に必要な消耗品費及び修繕料、薬品費。

13節委託料は、施設を運転管理するための委託3件となっております。

15節工事請負費は、し尿処理施設の機能維持を図るための補修工事費で、前年度比550万円減の1,420万円を計上しております。

次に、4目リサイクル促進費1億8,808万7,000円は、前年度比539万4,000円の増額であります。

11節需用費は、消耗品費、燃料費、修繕料及び薬品費で、前年度比106万3,000円の増額。

13節委託料は、施設の運転管理と資源ごみのリサイクル費用などの委託4件となります。

リサイクルプラザ運転管理業務委託料は、容器包装リサイクル法の規定に基づき、資

源物の選別、不適物の除去、圧縮梱包、計量などの業務を委託するものです。

また、粗大ごみ再生業務委託料は、粗大ごみとして搬入された家具類の再生業務を委託するものであります。

ガラスびん再商品化業務委託料及び廃プラスチック再商品化業務委託料は、それぞれリサイクルに掛かる費用となっております。

15節工事請負費は2件で、前年度比195万1,000円の増額です。

リサイクルプラザ補修工事は、各設備の機能維持のための補修工事です。

また、空調設備補修工事は設備に不具合が生じており、また使用している冷媒が生産中止となっていることから、設備の交換を行うものであります。

20ページ、21ページをお開きください。

5目リサイクルフラワーセンター運営費は5,802万1,000円で、前年度比125万2,000円の増額となっております。

11節需用費は、花の育成に必要な資材などの消耗品、温室の暖房用などの灯油の購入費及び修繕料と薬品費です。

13節委託料は、リサイクルフラワーセンターの運営を委託するもので、前年度比87万4,000円の増額です。これは、障がい者の人件費の基準としている埼玉県最低賃金が871円から898円に改定されたこと及び、消費税等の引き上げによるものであります。

運営体制は、社員・高齢者10人、障がい者20人、支援員5人の計35名です。

なお、花苗の年間生産数は11万鉢を予定しております。

15節工事請負費は、生ごみから堆肥を

生産する堆肥化装置の点検補修工事及び、花苗を育てる温室の補修工事費用です。

次に、6目長寿命化対策費11億3,891万2,000円は、ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設及び、し尿処理施設の基幹的設備改良工事の平成31年度分の費用となります。

まず、13節委託料は、11月に3週間、ごみ焼却炉を停止し、共通設備の工事を行います。その間、ごみを処理することができないことから、近隣市の施設に処理を委託するための費用となります。

処理を委託する市と委託数量は、さいたま市に895トン、川口市に598トン、朝霞市に90トン、和光市に90トンの合計1,673トンを予定しております。

15節工事請負費は、それぞれの施設の工事費用となります。

なお、ごみ焼却施設は4年間の継続事業、粗大ごみ処理施設は平成31年度の単年度事業、し尿処理施設は2年間の継続事業で行ってまいります。

19節負担金、補助及び交付金は、基幹的設備改良工事に伴い、省電力化を図ることから売り払う電力が増加するため、電気メーターなどを交換するための工事負担金となります。

以上で、衛生費の説明を終わります。

次に、第4款公債費は平成21年度と平成22年度に施工した施設整備事業2件分です。元金と利子の総額は8,762万2,000円となり、1件の償還完了により前年度比3,711万7,000円の減額となっております。

なお、平成32年度で償還完了となります。

次に、第5款諸支出金は施設整備基金の積み立てであり、組合分担金からの

4,000万円と基金運用分の57万7,000円を積み立てるものであります。

第6款予備費については、前年度と同額を計上しております。

続いて、第2条の継続費と第3条の地方債について説明いたしますので、戻りますが、4ページをお開きください。

こちらは、施設の延命化対策を行う基幹的設備改良工事に関するものとなります。

継続費は、ごみ焼却施設が4年間の継続事業、し尿処理施設が2年間の継続事業としており、それぞれの総額と年割額を計上しております。

なお、粗大ごみ処理施設は平成31年度の単年度で工事を行います。

地方債については、それぞれの施設の工事に対する平成31年度分の起債の限度額を計上しております。

以上で、「平成31年度蕨戸田衛生センター組合会計予算」の詳細説明を終わります。

○酒井郁郎議長 以上をもって提案理由の説明を終わります。

◎休憩の宣告

○酒井郁郎議長 質疑通告受付のため、暫時休憩いたします。

午後 2時51分休憩

午後 2時51分再開

◎再開の宣告

○酒井郁郎議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議案第2号から議案第5号に対する質疑

○酒井郁郎議長 これより管理者提出議案に対する質疑に入ります。

ただいまのところ質疑の通告はありません。

よって、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

◎議案第2号から議案第5号の委員会付託

○酒井郁郎議長 これより委員会付託に入ります。

議案第2号から議案第5号については、お手元に配付してあります委員会付託一覧表のとおり、総務、業務、両常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○酒井郁郎議長 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

次回の本会議は、2月22日の午後1時30分となります。よろしくご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 2時52分散会

第 1 日	2 月 1 8 日 (月)	○委 員 会
第 2 日	2 月 1 9 日 (火)	○休 会
第 3 日	2 月 2 0 日 (水)	○休 会
第 4 日	2 月 2 1 日 (木)	○休 会

平成 3 1 年 第 1 回

蕨戸田衛生センター組合議会（定例会）

2 月 2 2 日（金）

平成31年第1回蕨戸田衛生センター組合議会定例会 第5日

平成31年2月22日（金）

議事日程

1. 開 議
2. 一般質問
3. 付託事件に対する委員長報告
4. 委員長報告に対する質疑
 - (1) 議案第2号 蕨戸田衛生センター組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
 - (2) 議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 - (3) 議案第4号 平成30年度蕨戸田衛生センター組合会計補正予算（第1号）
 - (4) 議案第5号 平成31年度蕨戸田衛生センター組合会計予算
5. 討 論
6. 採 決
7. 閉会中の継続審査事項の委員会付託
8. 閉 会

平成31年2月22日(金)

◇出席議員 (19名)

1番	みやした奈美	議員	2番	大石圭子	議員
3番	前川やすえ	議員	4番	小林利規	議員
5番	高橋悦朗	議員	6番	大石幸一	議員
8番	一関和一	議員	9番	池上智康	議員
10番	今井良助	議員	11番	竹内正明	議員
12番	斎藤直子	議員	13番	土屋英美子	議員
14番	花井伸子	議員	15番	酒井郁郎	議員
16番	三輪なお子	議員	17番	榎本守明	議員
18番	熊木照明	議員	19番	伊東秀浩	議員
20番	高橋秀樹	議員			

◇欠席議員 (1名)

7番 山・紀子 議員

◇職務のため出席した者

石塚 千明 書記

◇説明のため出席した者

頼高 英雄	管理者	伊藤 浩一	嘱託
菅原 文仁	副管理者	奥田 好是	嘱託
須崎 充代	会計管理者	田谷 信行	嘱託
増山富美男	事務局長	榎戸 晃	嘱託
角田 慎一	次長	相馬 一富	嘱託
木村 和正	総務課長	小柴 正樹	嘱託
斎川 弘之	業務課長	今井 教雄	嘱託
河野 淳夫	施設課長	栗原 誠	嘱託
		清水 明	嘱託
		西口 学	嘱託

重松 浩之 嘱 託

平成31年第1回蕨戸田衛生センター組合議会定例会会議録第2号

平成31年2月22日（金曜日）

午後 1時34分開議

◎開議の宣告

○酒井郁郎議長 これより、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○酒井郁郎議長 本日の議事日程につきましては、お手元にお配りしたとおりでありますので、ご了承願います。

◎一般質問

○酒井郁郎議長 これより一般質問に入ります。

一般質問の通告がありませんので、一般質問を終結いたします。

◎付託事件に対する委員長報告

○酒井郁郎議長 続いて、管理者提出議案を一括議題といたします。

各常任委員長から審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務常任委員会委員長 11番 竹内正明議員。

〔11番 竹内正明議員 登壇〕

○11番 竹内正明議員 それでは、ただいまから総務常任委員長報告を行います。

去る2月18日の本会議において、当委員会に付託されました案件について、その審査の経過概要と結果についてご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、条例案2件、予算案2件の4件であります。

審査に当たりましては、説明を省略し、

直ちに質疑に入りました。

最初に、議案第2号「蕨戸田衛生センター組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

委員より、正副管理者の期末手当に関する条例が出されていないことについて質疑があり、事務局より、当組合の議員及び正副管理者の報酬と期末手当については、戸田競艇企業団と合わせてきている。今年度、戸田競艇企業団では議員の期末手当の引き上げる改正を行い、正副企業長については改正を行わなかったことから、本組合としてもこれに合わせたものであるとの説明がありました。

また委員より、組合議員の報酬は全国的にも高いと聞いており、正副管理者の期末手当の改正が行われないこともあり、今回の改正は必要がないとの意見がありました。

以上で質疑を打ち切り、委員1名が退席の後、討論、採決に入り、討論はなく、採決の結果、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第3号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

本案は、質疑、討論はなく、採決の結果、全員異議なく、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第4号「平成30年度蕨戸田衛生センター組合会計補正予算（第1号）」中、当委員会所管事項について申し上げます。

質疑は款ごとに行い、まず歳入の部について質疑に入り、第1款分担金及び負担金について、委員より、蕨市議会において組合分担金の見直しについて議論があったが、組合としての対応について質疑があり、事

務局より、組合分担金については蕨市及び戸田市の両市が協議し定めた組合規約に定められており、組合としては、この組合規約に定められたとおりに行っているとの説明がありました。

また委員より、戸田市の人口が急激にふえ、搬出量もふえている状況があり、組合規約の見直しの協議について質疑があり、管理者より、組合規約を見直す場合、それぞれの市議会での議決となる。また、現在の組合分担金は総務費は5対5、衛生費は人口割ということは一定の合理的なものがあり、それに一定の率をプラス、マイナスしているのは、組合の立地が戸田市にあることも配慮しての歴史的な経過によるものであることから、現時点では協議する段階には至ってないと考えているとの説明がありました。

さらに委員より、見直すべき点は見直すことも必要なので、今後、協議の場を設けることが必要との意見がありました。

次に、第3款国庫支出金について、委員より、循環型社会形成推進地域計画の内容、目標、また計画の変更について質疑があり、事務局より、地域計画は大規模な施設整備を行うに当たり、国からの交付金を活用するために必要な計画となっており、対象地域を蕨市及び戸田市とし、計画期間を平成29年度から平成34年度の6年としている。計画の方針として、市民、事業者、行政の三者が協働し、廃棄物の排出を抑制することとし、目的として環境に負荷を与えない、地域社会づくり推進するため各施策を定め、また安定した処理を行うため施設の整備を行うこととしている。地域計画の変更については、これまで2回行っており、1回目は工事期間中のごみの処理の関係で、工事の工程の変更、2回目は粗大ごみ処理

施設が交付金の対象となったことから、単独の整備事業としたことと、消費税の引上げによる整備工事費の見直しを行ったものであるとの説明がありました。

また委員より、計画での目標設定について質疑があり、事務局より、地域計画に設定した目標は、平成25年度に策定したごみ処理基本計画の数値となっており、特に変更はしていないとの説明がありました。

さらに委員より、国庫支出金の減額について質疑があり、事務局より、今回の交付金の対象となったのは、生活環境影響調査、基本設計及び発注仕様書策定業務に対する委託費用に対するもので、入札の結果、減額となったものであるとの説明がありました。

次に、第6款諸収入について、委員より、回収資源売払いに関連し、スプレー缶が原因で事故があったとのことだが、再発防止のための分別が必要なのかとの質疑があり、事務局より、スプレー缶は本来、リサイクルプラザに搬入され資源となるもので、粗大ごみ処理施設に搬入されるものではないとの説明がありました。

他の委員より、発電設備の故障により電力売払いが減額となっているが、故障の原因と修理の期間、また損害の金額について質疑があり、事務局より、故障の原因は一定の電圧まで下げる変圧器が焼損したもので、原因の詳細については究明中である。修理については2月1日に完了し、復旧している。損害の金額は、電気料金が1カ月半の停止で3,000万円、修理などの費用に700万円、合わせて3,700万円となるとの説明がありました。

また委員より、発電設備の点検の状況と新たに開始した羽毛布団の資源化について質疑があり、事務局より、今回焼損した変

圧器は、施設の建設当時から使用しているものだが、20年から30年使用できるものであることを確認しており、点検については毎年行っている。また、羽毛布団の資源化は昨年10月からことし1月までの実績で405枚回収し、金額では6万3,006円となっている。なお、1枚当たりの単価は、厚いものが194円40銭、薄いものが21円60銭である。リサイクルの方法は、布団ごと丸洗いと消毒を行い、中の羽毛だけを取り出し、リサイクルを行っている。組合では、実際に適正に処理し、リサイクルされていることを確認しているとの説明がありました。

以上で歳入の部の質疑を打ち切り、続いて歳出の部については質疑はなく、討論、採決に入り、討論はなく、採決の結果、議案第4号中、当委員会所管事項について全員異議なく、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第5号「平成31年度蕨戸田衛生センター組合会計予算」中、当委員会所管事項について申し上げます。

まず、第1条の歳入歳出予算の審議に入りました。

質疑は款ごとに行い、歳入の部については特に質疑はなく、歳出の部について質疑に入り、第2款総務費について、委員より、再任用職員と定年退職する職員の状況と職員の平均年齢について質疑があり、事務局より、再任用職員については今年度は2名であるが、うち1名が任期満了となり、来年度は1名となる。定年退職職員は来年度、2名が該当する。また、職員の平均年齢は平成31年1月1日現在で44歳と1カ月となるとの説明がありました。

以上で歳出の部の質疑を打ち切り、第2条の継続費と第3条の地方債については質

疑はなく、討論、採決に入り、討論はなく、採決の結果、議案第5号中、当委員会所管事項について全員異議なく、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、総務常任委員会に付託を受けました案件についてのご報告を終わります。

○酒井郁郎議長 続きまして、業務常任委員会委員長 10番 今井良助議員。

[10番 今井良助議員 登壇]

○10番 今井良助議員 こんにちは。

ただいまから業務常任委員会委員長報告を行います。

去る2月18日の本会議において、当委員会に付託されました案件について、その審査の経過概要と結果について、ご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、予算案2件であります。

審査に当たりましては、説明を省略し、直ちに質疑に入りました。

最初に、議案第4号「平成30年度蕨戸田衛生センター組合会計補正予算（第1号）」中、当委員会所管事項について申し上げます。

質疑は目ごとに行い、第1目清掃総務費について、委員より、発電機の故障の概要と発電機の新設の必要性について質疑があり、事務局より、発電機の故障は昨年12月15日に停電が発生し、2月1日に復旧している。故障の原因は、遮断機盤の変圧器が焼損したことによるものであり、部品の調達が困難であったが、手配を早めてもらい、当初の予定よりも早く復旧することができた。また、修繕にあわせ周辺機器への影響も調査したが、破損等は見当たらないため、今後は順調に発電できると見込んでいるとの説明がありました。

また委員より、部品の調達が困難であるということは、この発電機はかなり古いものと考えているが、いつ設置されたものなのか、また行く行くは発電機自体の取り換えが必要になるのかとの質疑があり、事務局より、この発電機は施設建設当初からのものであり、ことしで26年目になる。当時の部品はもうないため、順次、部品更新していきたいとの説明がありました。

さらに委員より、今後も部品の更新で対処していく考えなのかとの質疑があり、事務局より、部品を調達しながら順次、更新していききたいとの説明がありました。

さらに委員より、発電機の故障により電力の購入費が上がるわけなので、普段の点検を一層しっかり実施することと、部品の更新等も滞りなくやっていただきたいとの要望がありました。

以上で質疑を終結し、討論、採決に入り、討論はなく、採決の結果、全員異議なく、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第5号「平成31年度蕨戸田衛生センター組合会計予算」の業務常任委員会所管事項について申し上げます。

質疑は目ごとに行い、まず第2目塵芥処理費について、委員より、動物等火葬業務委託について質疑があり、事務局より、動物等火葬業務委託は平成31年度からの新規事業であり、現在、ペットや小動物の死骸の焼却処分は、現有施設の動物焼却炉で実施しているが、平成31年度から始まる延命化対策工事により、排ガス処理設備の仕様が変更となり、10月1日以降は使用できなくなるため、外部に委託するものである。処分業者については、さいたま市と川口市の業者の現地確認を実施し、市民が安心して火葬の依頼をできるものであると

確認しているとの説明がありました。

また委員より、年間どのくらい動物の焼却処分を実施しているのかとの質疑があり、事務局より、動物の焼却処分については平成29年度の実績で、ペットについては蕨市が66頭、戸田市が91頭であり、その他を合わせると733頭になるとの説明がありました。

他の委員より、廃スプリングマットレス処分委託の状況について質疑があり、事務局より、廃スプリングマットレス処分委託は、平成28年度から開始しているが、本年度は運搬費込みで1枚当たり税込2,160円で契約している。委託数量については、平成31年1月末現在で1,426枚であり、前年度と比較するとほぼ変わらない状況である。平成31年度当初予算においては、前年度に比べ1枚当たり税抜き500円を増額しているが、これは近年、ポケットコイル式というものが流通してきており、解体に手間と労力がかかるため、増額となっているとの説明がありました。

他の委員より、焼却灰等埋立処分委託について、平成31年度においては埋立処分量が400トン減少し、その分、焼却灰等資源化委託の資源化量が増加しているが、今後の見通しも含めて資源化について質疑があり、事務局より、埋立処分については米沢市分、草津町分、合わせて400トン減少し、その分資源化分が増えている。これについては、将来的な埋立処分場の受け入れ可能年数が年々減少していく中で、資源化への方向に進めていく考えであるとの説明がありました。

他の委員より、歳入とも関連するが、塵芥処理費の委託料は4億9,000万円ほどかかっているが、一方、回収資源売却金は1億1,900万円ほど収入がある。今

後、売払いの金額は上がる方向にあるのかとの質疑があり、事務局より、売払いの金額の今後の見通しについては、市況が関連するため具体的には説明できないが、原油の高騰や中国を筆頭とする廃プラスチックの輸入禁止などの要因等があるため、市況を注視していかなければならないと考えているとの説明がありました。

次に、第5目リサイクルフラワーセンター運営費について、委員より、リサイクルフラワーセンターで生産された花苗は販売されているのかとの質疑があり、事務局より、現在は両市等のイベントで無償で提供しており、販売は実施していないとの説明がありました。

次に、第6目長寿命化対策費について、委員より、11月に延命化対策工事のため焼却炉を停止し、その間、さいたま市、川口市、朝霞市、和光市にごみ処理を委託するということだが、市民などにごみを減らすための呼びかけなどの実施について質疑があり、事務局より、延命化対策工事のため11月11日から29日までの間、ごみ処理を外部に委託する予定となっているが、両市で委託している収集運搬業者については事前説明会を行う予定である。また、市民の方にはホームページなどで啓発していく予定であるとの説明がありました。

他の委員より、この延命化対策工事は、各施設実施するが、ごみの処理委託に関しては、ごみ焼却施設によるものだけなのかとの質疑があり、事務局より、ごみ焼却施設によるものだけであり、4カ年を予定しているとの説明がありました。

他の委員より、ごみの処理委託の受け入れ市との協定等の状況について質疑があり、事務局より、これまで受け入れ市と協議を重ねた結果、生活系ごみについて、さいた

ま市が水曜日から金曜日の3日間、1日当たり100トン、川口市が月曜日と火曜日の2日間、1日当たり100トン、朝霞市が月曜日、和光市が火曜日、それぞれ1日当たり30トンの搬入予定であるとの説明がありました。

また委員より、この協定はすんなり決まったのかとの質疑があり、事務局より、川口市については当組合でごみを受け入れた経緯があり、また、さいたま市については平成20年の延命化対策工事のときにごみを搬入した経緯があるとの説明がありました。

以上で質疑を終結し、討論、採決に入り、討論はなく、採決の結果、全員異議なく、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、業務常任委員会に付託を受けました案件についてのご報告を終わります。

○酒井郁郎議長 以上をもって、各委員長の報告は終わりました。

◎休憩の宣告

○酒井郁郎議長 委員長報告に対する質疑通告受け付けのため、暫時休憩いたします。

午後 1時58分休憩

午後 1時58分再開

◎再開の宣告

○酒井郁郎議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎委員長報告に対する質疑

○酒井郁郎議長 これより各委員長報告に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はありま

せん。
よって、質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。

◎休憩の宣告

○酒井郁郎議長 討論通告受け付けのため、
暫時休憩いたします。

午後 1時59分休憩

午後 1時59分再開

◎再開の宣告

○酒井郁郎議長 休憩前に引き続き、会議を
開きます。

◎討論、採決

○議案第2号から議案第5号の採 決—可決

○酒井郁郎議長 これより討論、採決に入
ります。

議案第2号「蕨戸田衛生センター組合議
会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部を改正する条例」について、討
論の通告がありませんので、討論を終結
いたします。

〔13番 土屋英美子議員、14番
花井伸子議員 退席〕

○酒井郁郎議長 これより採決に入ります。
本案に関する各委員長の報告は、原案可
決であります。

本案を、委員長の報告のとおり決定す
ることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○酒井郁郎議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり原
案を可決することに決定いたしました。

〔13番 土屋英美子議員、14番
花井伸子議員 出席〕

○酒井郁郎議長 次に、議案第3号「職員の
給与に関する条例の一部を改正する条例」
について、討論の通告がありませんので、
討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案に関する委員長の報告は、原案可決
であります。

本案を、委員長の報告のとおり決定す
ることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○酒井郁郎議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり原
案を可決することに決定いたしました。

次に、議案第4号「平成30年度蕨戸田
衛生センター組合会計補正予算（第1
号）」及び、議案第5号「平成31年度蕨
戸田衛生センター組合会計予算」について、
討論の通告がありませんので、討論を終結
いたします。

これより採決に入ります。

本案2件に関する各委員長の報告は、原
案可決であります。

本案2件を、各委員長の報告のとおり決
定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○酒井郁郎議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案2件は各委員長の報告のと
おり原案を可決することに決定いたしま
した。

◎閉会中の継続審査事項の委員会付 託

○酒井郁郎議長 次に、議会運営委員会委員
長から会議規則第104条の規定により、
お手元に配付の閉会中継続審査事項表のと
おり、閉会中の継続審査の申し出がありま
す。

お諮りいたします。

本件は申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○酒井郁郎議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○酒井郁郎議長 以上をもちまして、本定例会の日程は全部終了いたしました。

これをもって、平成31年第1回蕨戸田衛生センター組合議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後 2時02分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 酒 井 郁 郎

副 議 長 大 石 幸 一

署名議員 今 井 良 助

署名議員 高 橋 秀 樹